



神奈川県

KANAGAWA

令和8年度 オレンジホームファーマー 研修生

# 募集要項



## みかん園を 再生する

苗木から育てる柑橘の栽培



農薬の散布



研修の様子



研修後の農園(イメージ)



募集農園  
募集期間

農園所在地 小田原市石橋、小田原市早川  
令和8年1月7日～2月6日

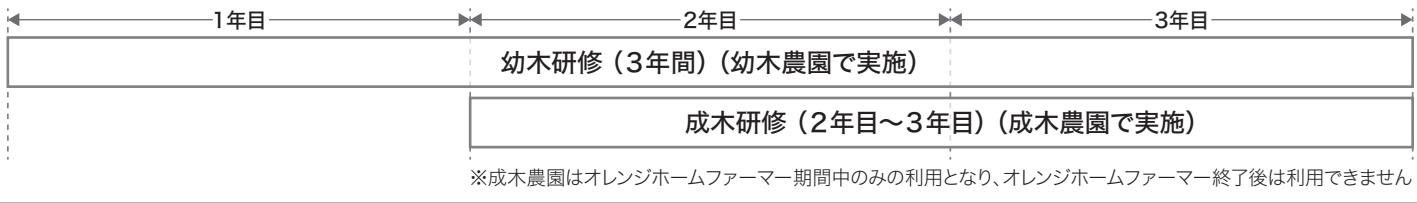
# オレンジホームファーマー研修の流れ、研修終了後の扱い

## オレンジホームファーマー募集・応募

抽選・当選

### オレンジホームファーマー：令和8年4月～令和11年3月まで（3年間）

- (1) 栽培に関する研修：年10回程度  
(2) 農作業：柑橘類の苗木（県が準備したものに限ります）の植え付け、幼木・成木の栽培管理を研修に基づいた方法で行っていただきます。  
また、農園維持に必要な除草など農園周囲の環境整備を研修生全員で行っていただきます。  
※研修日以外にも、各自で管理作業を行うことが必要となります。  
※気象状況等により、一部の研修等が中止になる場合があります。



オレンジホームファーマー終了後も  
幼木農園の管理を希望する

オレンジホームファーマーとして3年間以上耕作し、かながわ農業サポーター（かんきつ）、  
かながわ農業サポーター（かんきつ）を希望

かながわ農業サポーター（かんきつ）、  
幼木農園の管理のどちらも希望しない

幼木農園の利用を継続

かながわ農業サポーター（かんきつ）への申請

終了

県と幼木農園所有者の使用契約は3年で終了するため、研修終了後は幼木農園を農園所有者に返還しますが、研修生は幼木農園所有者と直接農園利用契約を結び、引き続き農作業や収穫体験を行うことができます。（農園利用方式）

※ただし、農園所有者との直接契約後は所有者が決めた農園利用ルールに基づき農園を利用していただくため、利用料金等が変わります。

※かながわ農業サポーター（かんきつ）を希望する方は可能な限り、幼木農園の利用を継続してください。

かながわ農業サポーター（かんきつ）受入市町村 令和8年1月現在 小田原市

オレンジホームファーマーとして3年間耕作実績があり、オレンジホームファーマーより広い農地（1000m<sup>2</sup>程度）で本格的な農業に取り組む意欲と能力がある方は「かながわ農業サポーター（かんきつ）」に申請することができます。

※申請できるのは、研修開始年から5年以内です。ご注意ください。

※かながわ農業サポーター（かんきつ）は参入いただける面積に上限があり、農業で生計を立てることができる制度ではありません。農業で生計をたてることを目指す方は、かながわ農業アカデミーでの就農相談をご利用ください。

※かながわ農業サポーター（かんきつ）に応募できるのは成木研修を履修済みの方（予定者含む）のみです。

### かながわ農業サポーター（かんきつ）の認定基準

#### 【条件】

- 農業機械等を利用して、自ら責任を持って借りた農地の全てを耕作すること。
- 年間の農業従事日数が150日以上であること。
- 営農意欲と一定の農業技術があり、地域のルールや地域農業者の意見を遵守し、耕作すること。

#### 【目標（3年後）】

- 営農面積1000m<sup>2</sup>程度
- 農産物販売金額30万円以上

## オレンジホームファーマー農園

■ 所在地：幼木農園：小田原市石橋  
成木農園：小田原市早川

■ 募集定員：5名

■ 交 通：幼木農園：早川駅から約2.8km  
成木農園：早川駅から約1.3km

※徒歩での参加は難しい場所です。交通手段（自動車等）をご準備ください。

■ 問合せ先

神奈川県県西地域県政総合センター地域農政推進課  
〒250-0042 小田原市荻窪 350-1  
電話(0465)32 - 8000(内線 2615)



地図の転載は禁止します。

# オレンジホームファーマー研修生募集要項

応募資格	<p>次の全ての条件を満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 耕作放棄地を再生させ、柑橘栽培に要する農作業をする意欲のある健康な成人で、県が平日に年10回程度実施する3年間の研修の全てに参加できる方</li><li>● 農園での農作業を県の指示に従って行い、研修以外の日程にも農園の除草作業や柑橘の施肥管理などを他の研修生と協調して行える方</li><li>● 研修終了後も引き続き果樹園で柑橘栽培に要する農作業を継続できる方</li><li>● 農園まで自動車やオートバイで通うことができる方</li><li>● 現在、かながわホームファーマー研修を受講していない方</li></ul>
研修期間	令和8年4月から令和11年3月までの3年間
御用意して いただくもの	<ul style="list-style-type: none"><li>● 研修費用 年間15,000円 ※途中で利用を終了されても返金いたしません。</li><li>● かま、スコップ、剪定ばさみ等の農作業用具、作業に適する服や靴、農薬用マスク、手袋、ゴーグルなど</li><li>● 農園までの交通手段（農園への送迎等はありません。農園付近に自動車やオートバイを駐車することは可能です。）</li></ul> <p>※ 苗木や研修で使用する基本的な肥料、農薬は県で準備します。</p> <p>2年目以降の幼木管理に必要な農作業用具や資材、肥料、農薬などはご自身でご用意ください。</p>
募集期間	令和8年1月7日(水)から令和8年2月6日(金)まで
選考方法	<p>応募多数の場合は、抽選を行い、研修生を決定します。</p> <p>抽選の際は、神奈川県在住の方を優先します。</p> <p>なお、抽選の結果については、令和8年2月下旬までにお知らせします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● オレンジホームファーマーは研修を受講しながら柑橘の苗木を育て、柑橘栽培に要する農作業などを体験しながら果樹園の荒廃を防ぎ、農園を維持していただくことを目的としています。</li><li>● 耕作していただく農園は、「耕作放棄地」を復元した農地です。 雑草が繁茂しやすく切り株があるなど条件が良いとは限りません。 また、管理区画ごとの面積、形状などに差異があります。</li><li>● オレンジホームファーマーは、市民農園などとは異なり、研修生に農地を貸し出すものではありません。</li><li>● 農地の利用に関しては、「借地権」、「耕作権」、「収益権」などの権利は生じません。</li><li>● 県で用意した苗木以外に、自ら持ち込んだ苗木等を植えることはできません。</li><li>● トイレや水道などは整備していません。</li><li>● 苗木及び収穫物は県に帰属しますが、収穫物については講師等の指示に従い、持ち帰ることができます。 ※研修終了後は、苗木及び収穫物は農園所有者に帰属しますが、 収穫物については、農園利用契約に従った取り扱いとなります。(原則、無償で持ち帰り可。)</li><li>● 次の場合は研修を途中でおやめいただくことがあります。<ul style="list-style-type: none"><li>・ やむを得ない事情以外の理由で、研修に参加しない場合</li><li>・ 農園の除草など環境の整備や苗木の管理を適切に行わない場合</li><li>・ 勝手に自分の苗木を植えたり、土地の形質変更をしたり、私有物(物置など)を設置した場合</li><li>・ 地域や農園利用のルールに違反した場合や他の研修生と協調していただけない場合</li></ul></li><li>● 3年間の研修を終了した後は、研修生が協調しあい、幼木農園所有者が決めた農園利用ルールに基づき幼木農園を利用していただくことになります。(農園利用方式)</li><li>■ 研修中や農作業中の事故については、県に明らかな過失がある場合を除いて、県は責任を負いません。 健康管理に十分な配慮をし、保険等に御加入いただくなど、各自で対応をお願いします。</li><li>■ オレンジホームファーマー農園及び開設予定地を事前に見学する場合は、農園内及び周辺の農地への立ち入り、果樹の枝を折ることや農作業の妨げになることは避けてください。</li><li>■ 野生鳥獣により農作物が被害をうけることがあります。</li><li>■ 農園は公共交通機関では到達困難な場所にあり、自動車やオートバイで通われることを想定しています。 県は送迎などは行いませんので、自ら移動手段を確保してください。</li><li>■ 農薬を使用する一般的な栽培で行うため、研修では農薬を使用します。有機栽培や無農薬栽培はできません。</li></ul>

# 申込みにあたっての確認事項 (研修中のトラブルを防ぐため必ず確認してください)



以下の項目を確認のうえ、応募してください。

- 募集要項の内容をよく読み、すべてを理解しました。
- 農園は、耕作放棄地を復元した農地のため、耕作に困難が伴うことを理解しました。
- 3年間の研修終了後は、成木農園の利用はできないこと、また幼木農園で引き続き農作業体験（栽培、管理、収穫など）をするためには、農園所有者等と直接農園利用契約を結ぶ必要があることを理解しました。
- 農園にトイレや水場などの施設がないことを理解しました。
- 農園まで（及び農園間）の移動手段（自動車等）を自ら確保することを理解しました。
- 農園及び周囲の除草などを他の研修生と協調して行います。
- 地域や農園利用のルールに違反した場合は、研修が継続できないことを理解しました。
- 農園では、県が用意した苗木以外に、自分で苗木などを持ち込んだり、野菜などを植えたり、土地の形質変更や物の設置ができないことを理解しました。
- 農園の利用にあたって「借地権」、「耕作権」、「収益権」などの権利は生じないことを理解しました。
- 研修で管理する苗木や収穫物は県に帰属し、研修後は農園所有者に帰属することを理解しました。
- 研修で使用する農作業用具、作業に適する服や靴、農薬用マスク、手袋、ゴーグルなどを自ら用意することを理解しました。
- 2年目以降の幼木管理では、農作業用具や資材、肥料、農薬などを自分で用意することを理解しました。
- 研修内容は農薬を使用する一般的な栽培のみで、有機栽培や無農薬栽培では栽培できないことを理解しました。
- 途中で利用を終了しても研修費用は返金されないことを理解しました。

## 応募方法

- 必ず電子申請で申し込んでください。

- 入力項目は以下のとおりです。

- 1.郵便番号
- 2.住所
- 3.氏名(ふりがな)
- 4.電話番号(日中連絡がとれる番号としてください)
- 5.メールアドレス
- 6.年齢(令和8年4月1日時点)
- 7.上記「申込みにあたっての確認事項」のチェック
- 8.応募に関するアンケート

- 一家族1申請の応募に限ります。(複数応募した場合は、2つ目以降の申請は無効とします。)

【電子申請システムによる申込み】

スマートフォン等で二次元バーコードを読み込む



または、「オレンジホームファーマー」ホームページより

電子申請システムによる申込み画面へ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/orangefarmer/>

オレンジホームファーマー

検索